

JPCA NEWS

vol. 21
September 2019

公益社団法人日本写真家協会(JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)
一般社団法人日本写真文化協会(文協)
日本肖像写真家協会(日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)
全日本写真連盟(全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会(SSP)
日本風景写真協会(JNP)
公益社団法人日本写真協会(PSJ)

正会員団体



「déjà vu」 photo:杉山 薫

CONTENTS

LATEST NEWS / 最新ニュース	ドローンによって広がる写真・映像の世界	p2
	「日本写真保存センター」分室をオープン JRRC「第14回著作権セミナー」を開催	p3
SPECIAL REPORT / スペシャルレポート	「著作権の学校教育(その2)」	p4
SERIES / シリーズ著作権解説	「翻案権」	p6
QUESTION / ANSWER / 一問一答	「選挙ポスター」の写真について	p7

ドローンによって広がる写真・映像の世界 一方で進む法規制

一般に回転翼などで飛行する遠隔操作可能な無人機のことを「ドローン」と呼んでいます。本体が200g以下という小型のものから軍事利用される大型機まで、遠隔操作または自律飛行が可能な飛行物の総称を指しています。小型機においては技術の進歩によって操縦



photo:天神木 健一郎 HJPI320100002835

が容易になり、価格も安定したことから、いろいろなタイプが急速に普及しています。農業散布、荷物輸送、土木測量、橋梁点検などさまざまなところで利用され、災害現場での被害状況の確認、医療物資の配送といった重要な役割も担っています。

さらにドローンは報道の分野でも活躍しています。2019年2月、沖縄県の米軍基地キャンプでの新基地建設埋め立て工事で、汚濁防止膜から濁った水が流出する様子がドローンによる写真で判明しました。

我々写真家にとってのドローンの魅力を考えてみると、それは、鳥のような視点で撮影できることであり、ドローンでの撮影によってこれまでに見ることの出来なかった世界がそこに広がることは、いまやテレビでも日常的になっています。一昨年には、水中ドローンも登場し、これまでは難しかった水中世界が写し出されていくでしょう。

このように、多くのシーンで活躍するドローンですが、墜落により人的被害を及ぼす危険性や、テロに利用される恐れもあります。2015年4月、総理大臣官邸屋上へのドローン落下事件は記憶に新しいところですが、翌年には、重要施設周辺(首相官邸や原子力施設周辺上空)の飛行を禁止する、いわゆる「ドローン規制法」が公布されました。さらに、東京オリンピック/パラリンピックを見据えて、対象重要施設を増やした新しい規制法が、

2019年5月17日に成立(6月13日施行)しました。

この新法では、飛行禁止範囲に自衛隊や米軍の施設、水域、空域を新たに加え、施設及び施設周辺300メートル以内を周辺地域として飛行禁止とすることも可能となります。許可を得ずに飛行するドローンに対しては迎撃ドローン、ネットランチャーなどの資機材を使い、警察によって排除されます。これにより、新たに撮影できなくなるのは自衛隊施設2405ヵ所、米軍施設・区域131ヵ所にもなります。特に、米軍基地の土地がたくさん含まれる沖縄県では、前述の米軍基地での事件のような報道はできなくなってしまうことが危惧されます。法の成立後、一般社団法人日本新聞協会は「ドローンの規制強化は取材活動を大きく制限し、国民の知る権利を著しく侵害するものであり、極めて遺憾だ。必要な限度を超える規制とならないよう、法の運用を注視していく」との談話を出しました(2019年5月18日、朝日新聞朝刊より)。

数々の絶景が収められていくドローンの世界、これからますますの活用が期待される一方で、ドローンを規制する法律は急速に厳しくなりつつあります。今後、法規制がドローンの可能性を狭め、我々写真家の表現の自由や、報道の自由、知る権利を阻むことにならないように、慎重な取り扱いと再考が必要だと思われます。

記:酒井憲太郎

酒井 憲太郎(さかい けんたろう)

1970年 埼玉大学教養学部卒業後、朝日新聞社入社(写真記者)
1999~ 2002年 全日本写真連盟事務局長
2003年 有限責任中間法人(現一般社団法人) 日本写真著作権協会 / JPCA理事
2004年~ JPCA監事
2006年 写真展「讃sunヨサコイin高知」開催
2007年 中国・平遥国際撮影大展 開会式会場に出品展示



photo:棚井文雄 HJPI320600000334

公益社団法人日本写真家協会(JPS)会員
公益社団法人日本写真協会(PSJ)会員
全日本写真連盟関東本部委員

「日本写真保存センター」分室をオープン

日本写真家協会(JPS)が文化庁の委嘱を受け、貴重な写真の散逸や劣化を防ぎ後世に残すために、写真フィルムの収集、保存、アーカイブ化を行っているのが「日本写真保存センター」である。本部を千代田区一番町JCIIビルに置いているが、作業スペースの確保と効率化を図るため今年1月、日本写真著作権協会(JPCA)の支援を受け、台東区内に作業分室をオープンした。あわせて、ギャラリースペースを設置した。

新しい分室では、作業台をアイランド型に配置し、収集したネガフィルムのナンバリング、メタデータ入力、スキニングの効率的な作業が可能となった。メタデータ(ネガカバーなどに書き込まれたデータ)については、アーカイブにとって大変重要な情報であり、確認をしながらの丁寧な作業が要求される。

現在は、岩波書店から委託されている奈良六大寺大観、大和路古寺大観など、全27巻の書籍に掲載された写真原板23,000枚の整理に取り組んでおり、今後は岩波写真文庫の原板4万本程度(35mm36コマ換算)をナンバリングした後に次の作業に入る予定になっている。

ここで一連の作業が終了した写真原板は、順次、相模原にある国立映画アーカイブの収蔵庫へ入庫し、低温10℃、湿度35～40%で長期保存される。

同センターでは新規WEBサイトで収蔵した写真原板のデータベースを公開予定とのことだが、収集した写真の利活用のための体制やシステムの構築が急がれている。

同センターでは新規WEBサイトで収蔵した写真原板のデータベースを公開予定とのことだが、収集した写真の利活用のための体制やシステムの構築が急がれている。

記：加藤雅昭

ギャラリースペース



現在は、昨年開催した展覧会「後世に残したい写真 - 写真が物語る日本の原風景 -」の作品を展示。

作業スペース



作業スペースが集約され、効率的な作業が可能となった。

ストックルーム



写真原板を一次保存するため一定温度に保たれ、データ保存用ストレージ(NAS)も設置。

photo:足立 寛 HJPI320100000050

JRRC「第14回著作権セミナー」を開催

去る7月19日(金)、有楽町朝日ホールにおいて「第14回著作権セミナー」(主催:公益社団法人日本複製権センター・JRRC/後援:文化庁)が開催された。講演1では、「これからの知的財産戦略」と題して内閣府知的財産戦略推進事務局局長住田孝之氏が「知的財産戦略の



photo:堀切保郎 HJPI320200000759

ビジョン」として価値デザイン社会への挑戦を提示され、「知的財産推進計画2019」の中でその実現に向けた具体的施策と、「海賊版対策をめぐる動き」について現状報告があった。講演2では、前文化庁著作権課著作権調査官で弁護士の澤田将史氏が「引用について～近時の裁判例から見る実務上の留意点～」と題して講演され、引用の要件についての議論の歴史と、裁判例と判決を35例で対比して解説され、実務上の留意点を導き出した。

記：堀切保郎

著作権の学校教育(その2)

—小学校の現場から—

著作権教育は現在では小学校から始まっていますが、そうなったのは、最近のことです。

小学校で先駆的な著作権教育をされてきた

野間俊彦 前東京都北区立赤羽台西小学校長に、

これまでの小学校での著作権教育と、現状、そしてこれからを伺いました。



野間俊彦氏

著作権教育を始めるきっかけ

小学校で著作権教育が必要だと感じられるようになったきっかけは何だったのですか？

野間 平成6年に、勤めていた小学校の運動会で看板や旗などにキャラクターを使う場面がありました。著作権というのがあるらしいぞと聞いて、運動会の看板などにキャラクターを使うのはいいのかなと思いました。周りの人に聞いてもわからなかったのですが、ある広報誌にACCS(一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)の広告が載っていたので、そこに聞いてみようと考えました。問い合わせると、運動会は一応授業の範囲ですよ、という答えでした。そのあと1カ月くらいしてACCSから電話がきて、今度、小学校の著作権についての出前授業のようなものを考えているので協力していただけないかと言われました。私も著作権に興味を持ち始めたところだったので、面白いなと思って協力することにしました。

出前授業とは具体的にどんなものなのですか？

野間 小学生が対象で、ACCSの方が講師になって授業を行うのですが、その授業の組立てを一緒に考えたり、私の学校で事前にそれを実際に行ってみたりしました。これをきっかけに自分が担当する図工の時間に著作権教育に取り組み始めました。

当時としては先駆的な取り組みだったのではないのでしょうか？

野間 ほかではまず見なかったですね。内容は校内で著

作物を探そうというものでした。著作物で目に見えるもの、絵とか図工の作品とか、学内に貼ってあるポスターとか、そういうのを子供たちに探してもらいました。当時は授業で使えるデジカメも少なかったので、3、4人で1台持って20分くらい校内を回って写真を撮り、後でそれをみんなで見て、考えてもらいました。

対象は何年生だったのですか？

野間 4年生です。それ以下は早すぎるし、4年生でやって、5年生、6年生と毎年やっていくことが理想だと考えました。毎年やっていくと前に学習したことが生きてきますし、重ねることで記憶にも残ります。

「感じる著作権」教育を

著作権という言葉は小学校から使うのですか？

野間 私は使います。著作権という言葉を使わずに指導するのはものすごく難しいんですね。難しいし、使わないと子供たちにとっても何を教わっているかがわかりにくいのです。だから私は、今日は著作権を学ぶ活動です、と最初に言います。4年生で著作権という言葉を使っておくと次の5年生の著作権教育がすごく楽です。

最初の頃、私が失敗していたと思うのは、著作権ではなく著作権法を教えていたようなんです。クイズ形式で「著作物が保護されるのは何年でしょう」とかです。でもそれは著作権法を扱っていただけで著作権を扱っているわけでは



ないことに気が付いて、それはやめました。

著作権は社会のルールの一つとして教えるのですか？

野間 社会のルールの一つですが、ちょっと違うところがあります。著作物とは人の思いがこもっている作品である、というところですね。

著作権というものがあるということを知る最初の段階を1とすれば、次の2の段階は自分もクリエイターである、それによって著作者の気持ちがわかるというようにもっていきたいですね。自分が作品をつくるクリエイターになって著作権を感じていく、著作権法を覚えるとか習うとかではなく、著作権を感じるのが大事ですね。

著作権法ではなく著作権を教えるのだということに対して他の教師の反応はいかがですか？

野間 教師たちはむしろそれでいいんですかという感じです。著作権法は権利制限とかのように、いい場合と悪い場合あって、わかりにくいのです。だから著作権法を理解するのは大変だという意識を持っているのですが、クリエイターを守る、自分もクリエイターとして守られるということが著作権の基本なんだということがわかれば、それでいいんだ、ということになります。

教師の著作権研修の充実を

著作権リーダーを各学校に設けるべき、と雑誌などで主張されていますね。

野間 自分がやってきたことをやれる人が各学校に一人いたらいいというのが発想です。学校は著作物を扱う機会がすごく多くて、以前は考えもしないでやっていたことが、今の時代、いいのかな、いけないのかなと教師が考えることも多いと思うのです。そんな時に、じゃあ、問い合わせてみようよとか、ちょっとアクションを起こせる人がいると変わります。

そんな人が各校に一人ずついればいいということですね。

野間 そうです。学校はいろいろな校務を教師が分担しています。その校務の一つに入れてくれれば、担当の教師も著作権を意識しますし、アンテナも張ってくれると思います。難しい資料を作るとかいうのではなく、ちょっと気

を付けてくれる、声をかけてくれる、それだけでいいんですよ。

教師の著作権意識も変わってきているのでしょうか。

野間 教師の著作権意識は、以前と比べると明らかに変わってきています。以前はパソコンのソフトウェアを無断コピーして使う人もいましたが、今はいません。また著作権関係のセミナーに出席する先生方も増えてきています。以前は関心を持っている人はほとんどいなくてセミナーも定員の半分くらいでしたが、今はみんな一所懸命聞いていますし、質問も多くなっています。



知らないというレベルでは、最初は教師も子供も同じなので反応も一緒ですね。初めて問い合わせをして許諾をもらった教師は子供のように喜んでいました。教師たちが変わってくると、教師が子供たちに話す内容も変わってきます。そうすると子供たち自身が、先生、これは無断で使っているんですか、と聞いてくるようになります。

教職課程の学生にあらかじめ著作権教育をするというのはどうでしょうか？

野間 いいですね。まず学生です。早いほうがいいです。教職課程の中に一コマでもいいので著作権のことを入れてほしいですね。さらに教師になる前と後では見える世界も違うので、できれば教師になって子供たちと接する経験をした後で、著作権に関する研修を受けられるようにしてほしいですね。まだ実現していませんが、私以外にも全国で活動している人がたくさんいらっしゃるのでも徐々に進んでいくと思います。

インタビュー：岡野一之

まとめ：田井宏和

photo: 棚井文雄 HJPI1320600000334

野間俊彦 (のまとしひこ)

1979年武蔵野美術大学デザイン科を卒業。中学校の美術教師を経て、1994年東京都北区立赤羽台西小学校に図工教師として着任。2013年より2018年まで同校の校長を務める。在職中に著作権教育やパソコンを利用した学習の実践に積極的に取り組んだ。「小中学生のためのインターネット安全ガイド」、「Q&Aで語る情報モラル教育の基礎基本—知らないところで進んでいるネットの危険」など著書多数。

7 翻案権

「似ている」、「どこかで見たことがある」そのような写真について、争点となることがあります。著作権法では翻案権という権利に該当します。二次的著作物と呼ばれる「新たな著作物」なのか、「真似ている著作物」なのか…、翻案権について考えてみましょう。

翻案権

著作権法では、第27条に翻訳権、翻案権等として記され、「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する」とされています。

例えば、小説をドラマ化、映画化、アニメ化したり、アニメをゲーム化する行為などが挙げられます。

翻案とは、「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加え、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接するものが既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為」と判断されています（江差追分事件、最高裁H13年6月28日）。

新たに創り出された著作物のアイデアやテーマ、思想や感情などが、ある著作物に似ていたとしても、それは二次的著作物とされ、「翻案」にはあたりません。著作物の表現上の本質的な特徴を直接的に感じられる場合には、「翻案」と判断されています。

また、二次的著作物とは、「著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物」と記されています。

翻案権の判例の中で写真を取り扱った事件はいくつかありますが、ここでは「スイカ写真事件(みずみずしいすいか)1」(平成11(ワ)8996)東京地裁「スイカ写真事件(みずみずしいすいか)2」東京高裁(平成12(ネ)750)を取り上げてみたいと思います。

原告の写真



被告の写真



高裁HPより

「スイカ写真事件(みずみずしいすいか)」

被告が撮影した写真(写真右)が、原告の写真(写真左)の著作権を侵害しているかどうか争われた裁判です。一審では、類似性が否定されましたが、二審では肯定され、被告による著作権侵害が認められました。

同じようなアイデアであったにせよ、スイカのみずみずしさを強調するための「組合せ及び配置においても著しく似ていることが認められる」とし、あわせて「被告の写真に、原告の写真とは異なる思想又は感情を読み取ることはできない」として、技術力のみならず写真家の創作性によって表現の違いが出てくることを高裁は指摘したのです。

表現とアイデア

「スイカ写真事件」の判断や、写真撮影時によく用いられる言葉として、「表現」と「アイデア」について触れてみたいと思います。

著作権法2条1項1号では、著作物は「表現したもの」として保護されますが、アイデアは著作物ではありませんので保護されません。「表現」は抽象化すればするほど「アイデア」に近付く場合があるとされていますので、その両者を同じように論じることは困難と言えるでしょう。

翻案権を考える場合、同一性保持権との関係にも目を向ける必要があります。他人に翻案権を譲渡した場合、譲受人は、翻案するにあたり著作者人格権の「同一性保持権」を侵害してしまう可能性もあるためです。

著作権法では、著作物の表現を保護し、アイデアは保護しませんので、新たな著作物が、もとの著作物を気づかせる程度であり、もとの著作物とは異なる表現で創られた作品であれば翻案とは認められないとされています。一方で、翻案によって創作された二次的著作物については、翻案者のみならず、原著作者(もとの著作物の著作者)も同等の権利を有します。

記：足立 寛

QUESTION

選挙ポスターの 写真について

街中で写真を撮影していたら、民家の壁や選挙に合わせて設置された掲示板に貼られた選挙ポスターが写りこみました。このような写真や、選挙ポスター自体を撮影して、写真展での展示や写真集に掲載することは出来るでしょうか？

JPCAからの回答

ANSWER

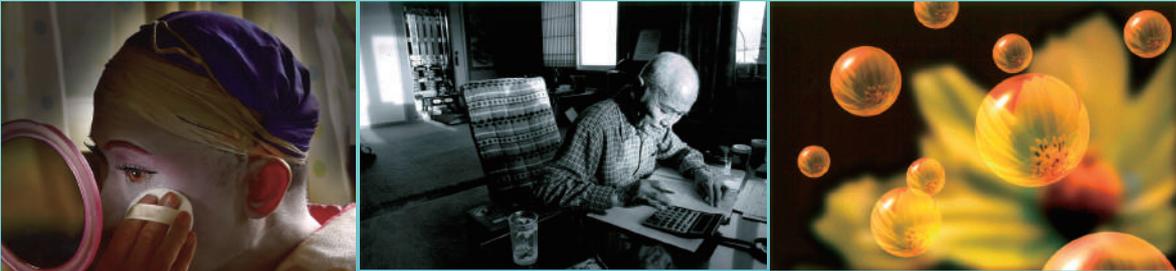
選挙が決まると、街の中に突然、立候補者のポスターを貼る公設掲示場が設けられます。実は、これは全て行政手続きの一環で、公職選挙法及び公職選挙法施行規則等関連法により実施されているのです。公正な選挙を実施するための法律ですから、細かく規則として書かれています。チラッと見る選挙ポスターですが、幾つもの法律や条例で規定されているのです。しかし、写真そのものについて、直接写真に言及した規制はありません。パスポートや運転免許証のように6ヵ月以内に撮影したものなどといった規制もなく、最近では修正の問題もあります。ツルツル肌や変形などの修正が行われているようなのです。

さて、今回のケースのように、選挙ポスターが写真の一部に写ってしまった場合や、掲示板の全体を写したものについての利用は基本的に問題ないと思われます。しかし、誹謗中傷と思われるような使い方や、選挙ポスターそのものを撮影して利用することは、撮影者の著作権に抵触する可能性がありますので、選挙事務所や立候補者に問い合わせて許諾を得ることをお勧めします。

記：堀切保郎



photo:足立 寛
HJPI320100000050



左|JPA大賞〈化身〉金子克巳
中|ユース賞〈祖父の仕事〉辻 悠斗
右|岡山県知事賞〈旅 だち〉瓜生倫子

JPA展

創立30周年記念
JAPAN PHOTOGRAPHERS ASSOCIATION

第30回 日本写真作家協会会員展
第17回 日本写真作家協会公募展

「地球はいま」

東京展 | 東京都美術館：2019年11月19日(火) ▶ 11月24日(日) 入場無料
 ・著作権セミナー 11月19日(火) 15:15-16:30
 ・スペシャルトークショー & 作品講評 11月20日(水) 13:30-15:30
 ・「著作権/アーカイブズ」セミナー 11月21日(木) 13:30-15:30

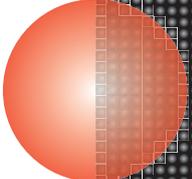
大阪展 | 大阪市立美術館：2020年1月15日(水) ▶ 1月19日(日)

米子展 | 米子市美術館：2020年3月19日(木) ▶ 3月24日(火)

岡山展 | 岡山県天神山文化プラザ：2020年4月7日(火) ▶ 4月12日(日)
 ・著作権セミナー 4月7日(火) 13:30-15:00 ※予定

仙台展 | せんだいメディアテーク：2020年5月22日(金) ▶ 5月27日(水)

主催
 一般社団法人 日本写真作家協会
 〒104-0061
 東京都中央区銀座 1-19-3 3F
 TEL : 03-3535-6251
 FAX : 03-3535-6250
 Email : jpa@jpa-photo.com
 URL : http://www.jpa-photo.jp

デジタルの時代だからこそ
 改変してほしくない
 写真もあります。

著作権は、たくさんの権利が集まった法律です。
勝手に作り変えられない権利。
 そんな権利が著作権にあるのをご存知ですか？
 これを「同一性保持権」と言います。
 勝手にトリミングされたり、
 勝手に合成されたりしないように、
 この権利は守ってくれます。
 著作者の創作意欲を守るための権利、
著作者人格権のひとつです。

写真著作権を大切に

JPCA 一般社団法人
日本写真著作権協会 <https://jpca.gr.jp> 〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 JCIIビル403

【正会員団体】 公益社団法人日本写真作家協会／公益社団法人日本広告写真家協会／一般社団法人日本写真文化協会／日本肖像写真家協会／一般社団法人日本写真作家協会
 全日本写真連盟／一般社団法人日本スポーツプレス協会／一般社団法人日本自然科学写真協会／日本風景写真協会／公益社団法人日本写真協会

この広告は、公益社団法人日本複製権センターからの分配金による公益事業の一環として制作されています。



発行 一般社団法人日本写真著作権協会
 発行人 田沼 武能
 URL : <https://jpca.gr.jp>
 〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403
 TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

表紙の写真 「déjà vu」

コメント:人物写真の表現の深まり、内的の描写の追求、研究に日夜、精進して
 います。自社スタジオにて撮影。